

桂・ニュース

KATSURA
NEWS

基本理念

私たちは、患者さんの人権を尊重し、地域に必要な
基幹的中心的な医療を担当すると共に、さらに高次
の医療に対応できるよう努力します。

社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂病院

5月号

NO.206
2013・5・1

毎月1回・1日発行
〒615-8256 京都市
西京区山田平尾町17
TEL075-391-5811代

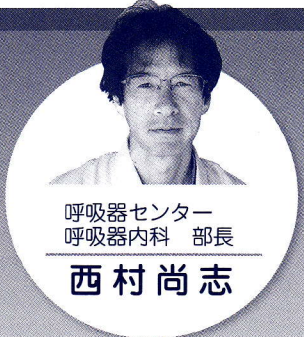
編集：広報課
印刷：(有)アクト

京都桂病院ホームページ
<http://www.katsura.com>



禁煙外来について

タバコは各種のがん、呼吸器疾患、脳卒中、循環器疾患、
消化器疾患など多くの病気の誘因・悪化要因となります。タ
バコから吸い込んだ有害物質はタバコをやめた後も体内に
残り、肺を傷め続け、禁煙は早ければ早いほど効果的です。



呼吸器センター
呼吸器内科 部長

西村尚志

タバコにより肺がんだけでなく、口腔がん、咽頭がん、
鼻腔・副鼻腔がん、喉頭がん、食道がん、胃がん、膵臓が
ん、肝臓がん、腎・尿路・膀胱がん、子宮頸がん、骨髄性白
血病といった多くのがんの発症の危険性が増加しま
す。慢性閉塞性肺疾患(COPD)や間質性肺炎(肺線
維症)といった呼吸器疾患の原因となり、気管支喘息の
悪化要因にもなります。更に、脳卒中、心筋梗塞などの
循環器疾患、胃潰瘍などの消化器疾患など多くの病気
の誘因・悪化要因となります。

これらの病気の危険性を減らすのに禁煙は非常に
重要です。そして、これらの病気になってしまった患者
さんがタバコを続けると、当然のことながら悪化する要
因となり、禁煙ができて初めてこれらの病気の治療の
スタートラインに立つことができるといっても過言では
ありません。また、タバコを吸う本人だけでなく、副流煙
による受動喫煙という周囲の人への影響もあります。

喫煙で体内に入った有害物質は、たとえタバコを止
められたとしても、体内に残り、近年後も体を傷め続け
ることになります。タバコは止められればそれで終わり
という訳ではないところがタバコの怖いところでもあ
り、禁煙は早ければ早い程、効果的となります。

「タバコを止める意志はあるが、やめられない。それ
は『ニコチン依存症』という病気であり、一定の条件に
合えば保険診療で禁煙治療を受けられます。」

京都桂病院でも2013年4月より毎週木曜日の午後
に完全予約制で禁煙外来を始めました、一定の条件を
満たしている患者さんには保険適応でニコチン依存症
の治療を行うことができます。

その条件とは、ニコチン依存症テストでニコチン依
存症と考えられる、一定数以上の喫煙歴がある、直ち
に禁煙を始めたいと思っている、禁煙治療を受けるこ
とに文書で同意している、といったことがあります。他
の条件としては、入院患者ではない、前回の禁煙治療

初回診療日から1年が経過している、ということも挙げ
られます。

健康保険等を使った禁煙治療では、12週間で5回、
外来受診をしてもらいます。初回、その2週間後、4週間
後、8週間後、12週間後の5回です。

初回受診時には、喫煙状況などから健康保険等で治
療が受けられるかをチェックし、毎回の受診時に、禁煙
補助薬の処方、吐く息に含まれる一酸化炭素の測定、
禁煙状況に応じたアドバイスをいたします。

保険診療で処方できる禁煙補助薬は現時点では貼
り薬のニコチンパッチと飲み薬のチャンピックスの2種
類があります。貼り薬は基本8週間、最大10週間処方し
ます。飲み薬は12週間処方します。5回の禁煙外来受
診を完遂した患者さんの場合、治療終了9ヶ月後の禁
煙継続率は49.1%という調査結果が示されています。

禁煙補助薬は、あくまで禁煙の意志はあるが自分の
意志だけでは禁煙できなかった、禁煙できる自信が無
い、という患者さんで禁煙を少しでも手助けして行こう
というタイプの薬です。決して禁煙補助薬を貼ったり飲
んだりしただけで自動的に禁煙できるわけではありません。
結局最後に重要になるのは患者さん本人の意
志と我慢です。その意志と我慢をできる限りサポートし
ていこうというのが禁煙補助薬であり、禁煙外来のス
タッフであるということです。

私自身も大学生から仕事を始めた頃にタバコを
吸っていた時期がありますが、今では全く吸いたいと
は思いません。タバコは必ず止められます。既にタバ
コに関連する病気になってしまっている患者
さんは当然ですが、そうでなくてもタバコ
に関連する病気の危険性を少しでも低く
するために、禁煙外来のスタッフと一緒に
禁煙を成功させましょう。

